



<連休期間中の手話通訳者派遣について>

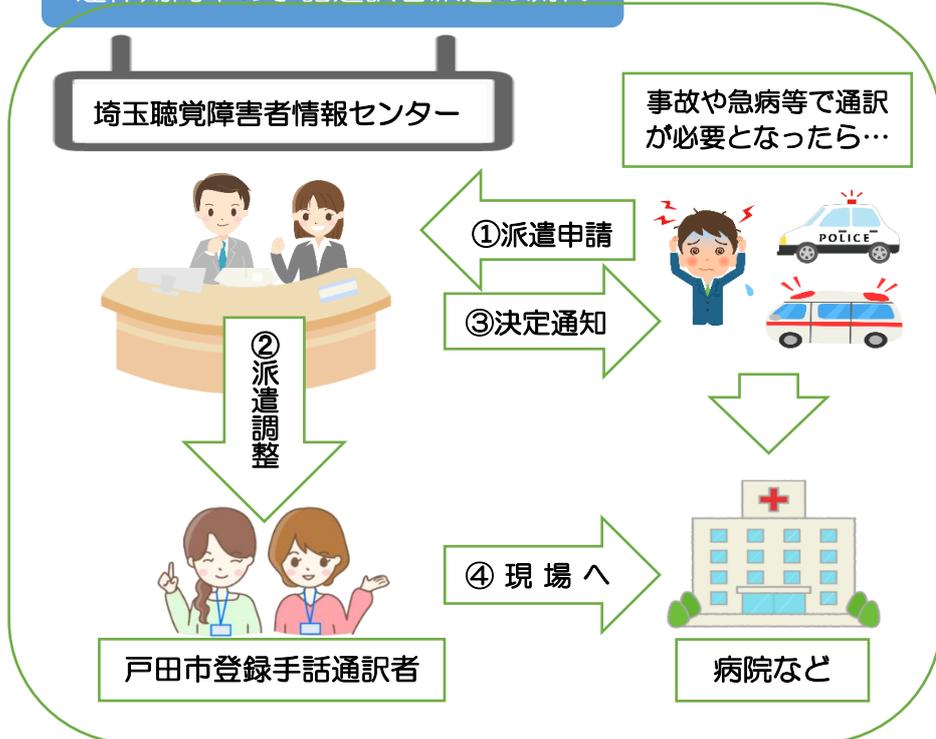
9月連休期間：9月19日（土）～9月22日（火）



上記期間、戸田市手話通訳者派遣事務所はお休みです。万が一事故や急病等で緊急に手話通訳が必要になった場合の手話通訳者派遣の受付窓口は下記の通りです。

事前に派遣が必要であることが分かっている場合は、9月18日（金）までに戸田市手話通訳者派遣事務所へお申し込み頂ければ手話通訳者を派遣することはできますので、ご利用ください。

連休期間中の手話通訳者派遣の流れ



埼玉聴覚障害者情報センター

FAX 048-814-3354

電話 048-814-3353

受付日 9月19日（土）
9月20日（日）
9月21日（月）
9月22日（火）

受付時間 9時～17時
（12時～13時はお休み）

名前、住所、電話・FAX番号、通訳日時（上記の受付日の期間に限る）通訳場所、通訳内容などを記入してFAXまたは電話でご連絡ください。

戸田市長メッセージに手話通訳が導入されました

5/1 新型コロナウイルス対応に関する戸田市長からのメッセージに、初めて手話通訳が導入されました。内容は、一人一律10万円給付とは別に、事業者、ひとり親世帯などへの独自の臨時給付金制度緊急支援パッケージについてです。

戸田市長からのメッセージ

詳しくはこちらで
検索してください



<https://www.city.toda.saitama.jp/site/mayer/hisyo-message-coronavirus.html>



戸田市手話言語条例が制定されました



条例制定記念撮影の様子（戸田市提供）

2020年6月23日の戸田市議会にて、「戸田市手話言語条例」が制定されました（2021年4月1日施行）。この条例では「手話は言語であることの基本理念のもとに、ろう者を含む全ての人がお互いに尊重し合い、支え合って暮らしていける社会を目指す」としています。戸田市手話通訳者派遣事務所としては、手話通訳者の派遣や広報活動等を通じて、手話が言語であることの普及、環境整備等を行っていきます。

登録お願
いします

携帯電話が新しくなりました

メールアドレスを変更しました
災害や停電の際に備えて登録してください

todahaken@rakuten.jp

戸田市手話通訳者派遣申請の際は
1.名前 2.住所 3.通訳日時 4.通訳場所
5.内容 6.待ち合せ時間と場所。

1～6をご連絡ください。内容を確認してから返信します。

※古いメールアドレスは令和2年8月1日以降使用不可

令和2年度手話通訳者派遣実績



		生活	医療	就労	教育	行事等	その他	合計
6月	件数(件)	10	24	1	1	2	1	39
	人数(人)	10	24	1	2	4	1	42
7月	件数(件)	11	26	0	1	4	2	44
	人数(人)	11	26	0	2	6	4	49

戸田市手話通訳者派遣事務所

<受付日時>月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

<派遣日時>平日、土日、祝日

午前8時30分～午後9時

<派遣場所>原則、埼玉県内及び東京23区内

（上記以外は広域派遣で対応します）

<申込方法>FAX・手紙・電話・メール・来所

<注 意>原則7日前までに申し込みが必要

（急な場合は相談してください）

〒335-0015

戸田市川岸2-4-8

（心身障害者福祉センター内）



TEL : 048-445-1828

FAX : 048-441-5031

todahaken@rakuten.jp

※メールアドレスを変更しました